

日時場所 令和3年12月20日 午後2時00分 日光市役所本庁舎 大会議室

出席農業委員 11名
1番 川村耕一 2番 手塚幸子 3番 高橋和子 4番 福田絹江
5番 斎藤敏夫 6番 加藤英利 7番 神山隆治 8番 増 淵 勝
9番 高橋久美子 10番 小 池 毅 11番 渡 邊 悦 子

欠席農業委員 なし

出席推進委員 19名
12番 柏 木 武 13番 福田富美男 14番 大島一比古 15番 富田順子
16番 福田正明 17番 神山守 18番 村上隆 19番 酒主学
20番 星野由起夫 21番 西巻光次 22番 福田浩一 23番 柴田洋一
24番 吉原浩之 25番 福田重勝 26番 福田隆夫 27番 大島昭吾
28番 阿久津文枝 29番 大貫宣秀 30番 佐藤修一

欠席推進委員 31番 小倉政一

傍 聴 人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第26号 農地法第4条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第27号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第5 報告第28号 農地法第18条（通知）について
- 第6 議案第62号 日光農業振興地域整備計画の重要変更について
- 第7 議案第63号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第8 議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第9 議案第65号 非農地証明願について
- 第10 議案第66号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について

沼尾洋克事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

また、推進委員の小倉委員から欠席する旨の届け出があり、推進委員につきましては20名中19名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

福田 絹江 議長
沼尾洋克事務局長

ただ今から、令和3年12月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。
(議事日程を朗読)

福田 絹江 議長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思っております。3番高橋和子委員、5番斎藤敏夫委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。

福田 絹江 議長

つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり)

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

福田 絹江 議長

日程第3、報告第26号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川村 光代 主任

総会資料は1ページをお開きください。報告第26号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明します。先月の4条申請は1件ございました。許可書につきましても1件交付いたしました。申請人、土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和3年11月19日。許可日および指令番号につきましては、令和3年11月19日、日農委指令第4-2号で許可書を発行しております。以上でございます。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

福田 絹江 議長

それでは次に移ります。

日程第4、報告第27号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村主任挙手)

はい、川村主任。

福田 絹江 議長
川村 光代 主任

総会資料は、2ページから3ページとなります。報告第27号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の5条申請は7件ございました。許可書につきましても7件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和3年11月19日。なお、1番については3,000㎡以上の案件ということで、11月26日に栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取をいたしまして、特に質問等もなく、許可相当との意見をいただいております。許可日および指令番号につきましては、1番が令和3年11月26日、日農委指令第5-44号、2番から7番が令和3年11月19日、日農委指令第5-38号から43号で許可書を発行しております。以上でございます。

福田 絹江 議長 これもご報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。
 (「なし。」との声あり)
 よろしいですか。
 (「はい。」との声あり)
 ないようですので次に移ります。

福田 絹江 議長 日程第5、報告第28号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
 (大島尚美副主幹挙手)
 はい、大島副主幹。

大島尚美副主幹 報告第28号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。総会資料は、4ページから9ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所、氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は12件で、申請番号1番と2番が農地法第3条の解約、申請番号3番と4番が農業委員会扱いの利用権の解約、申請番号5番～12番が市農業公社扱いの利用権の解約となります。以上ご報告いたします。

福田 絹江 議長 これもご報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。
 (大島昭吾推進委員挙手)
 はい。

大島昭吾推進委員 資料の5ページから9ページの内容についてお聞きしたいのですが、例えば5ページの3番の備考欄に「利用権→利用権設定有」と記載がありますが、この矢印はどのような意味なのかお伺いします。
 (大島尚美副主幹挙手)
 はい、大島副主幹。

福田 絹江 議長 解約につきましては、以前から当月の総会等で利用権の設定や売買等が新たにある場合には、備考欄に載せるようにという話があったものですからこのように載せております。ですので、この3番につきましては、今回の総会の議案第66号で新たに借り人を変更して利用権の設定が出ているということになります。

大島昭吾推進委員 資料の7ページの7番については、解約事由が「売買のため」となっていますが矢印の記載がありませんが。

大島尚美副主幹 これについては、今後売買の予定があるということで解約をしております、今月の案件には入っておりません。

大島昭吾推進委員 9ページの12番については利用権の設定がありませんが、こちらは宙ぶらりんということですか。

大島尚美副主幹 これにつきましては今月間に合いませんでしたので、来月借り手を変えて申請が出る予定です。今月の案件には入っておりません。

大島昭吾推進委員 この矢印の記載は、他に新たな案件が出ているということですね。

大島尚美副主幹 はい、そうです。

福田 絹江 議長 この矢印の解釈の仕方は、今ご説明があったとおりですのでよろしくお願います。
 他になにかございませんか。
 (「なし。」との声あり)
 よろしいですか。
 (「はい。」との声あり)
 ないようですので次に移ります。

福田 絹江 議長

日程第6、議案第62号「日光市農業振興地域整備計画の重要変更について」を議題といたします。今月の現地調査は、鳥獣害対策部会が担当しております。増淵部会長から全体の説明をお願いします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

今月は鳥獣害対策部会が担当いたしました。12月16日に3班体制で現地調査を実施しました。概要についてご説明申し上げます。「日光市農業振興地域整備計画の重要変更」が5件、「農地法4条の規定による許可申請」が18件、「農地法第5条の規定による許可申請」が8件、「非農地証明願」が5件、合計36件になります。続いて班編成と現地調査の結果を報告される委員の説明をいたします。1班は阿久津文枝委員、福田会長、事務局から沼尾事務局長が同行しました。2班は佐藤修一委員、私、増淵、事務局から川村主任が同行しました。3班は神山隆治職務代理、柴田洋一委員、大貫宣秀委員、事務局から福田係長、鯉沼主査が調査をいたしました。続いて10ページから報告する委員をご説明します。議案第62号「日光市農業振興地域整備計画の重要変更について」の1番を阿久津文枝委員、2番及び3番を佐藤修一委員、4番及び5番を大貫宣秀委員、議案第63号の第4条申請の1番から18番を神山職務代理、これは関連していますので一括して審議していただきたいと思っております。議案第64号第5条申請の1番から5番を私、増淵、これも関連していますので一括で審議をお願いします。続いて6番、こちら私、増淵、7番を佐藤委員、8番を佐藤委員、議案第65号の非農地証明願の1番から3番を柴田委員、4番及び5番を佐藤委員、以上です。それぞれ担当した委員が報告されますのでご審議の程よろしくお願いたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございます。それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(阿久津文枝推進委員挙手)

はい、阿久津委員。

阿久津文枝推進委員

私は、総会資料10ページ、議案第62号の1番を担当いたしました。申請人及び申請地は申請のとおりです。本申請は湯西川地内におきまして、山林を目的として農振除外をする案件です。申請地は日光市湯西川地内、湯西川地区センターから南西約330メートルほどの場所に位置します。湯西川地区センターから県道黒部・西川線を西へ290メートルほど進み、湯平橋を渡り100メートル進み左折して330メートル進み、Y字路を右折して70メートルのところに申請地があります。登記簿地目は畑、現況は山林です。写真です。現地には行政書士が立ち会いました。こちらは●●番と●●番の土地で、北側は道路、周りは山林です。ミズナラですが、直径40センチメートルほどになっています。こちらは●●番の土地で周りがほとんど山林になります。カラマツは直径50センチメートルぐらいになっていました。50年ほど前に土地改良をして、昭和40年、平成3年に雑木を植えて、なめこを栽培していました。申請地を相続するにあたり、土地の調査をしたところ登記簿地目が農地であることが判明したため、農振法の手続きを経て非農地証明願の手続きを行い、地目変更登記の申請を行いたく申し出るものです。以上のことから周囲に及ぼす影響がないと考えますのでご審議の程よろしくお願いたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告をお願いします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増 淵 勝 農 業 委 員

ただいま説明にありました通り、農振法の手続きをしてから非農地証明願いを出して相続するというので、現地は立派な山林ですので何ら問題はないと思われま。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福 田 絹 江 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

加 藤 英 利 農 業 委 員

はい、加藤委員。

写真を見せてもらえますか。この周りには畑はないのですか。

(阿久津文枝推進委員挙手)

福 田 絹 江 議 長

はい、阿久津委員

阿久津文枝推進委員

土地改良をした場所らしいんですが、畑は少しあったんですが、最初から太い木はそのままあったというようなことはおっしゃっていました。その手前は、舗装道路になっていまして、なめこ栽培をしていたそうです。

福 田 絹 江 議 長

立派な山林ですよ。他になにかございせんか。

意見もないようですので採決してよろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

それでは、質疑を集結し採決を行います。番号1番については、原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

福 田 絹 江 議 長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(佐藤修一推進委員挙手)

佐 藤 修 一 推 進 委 員

はい、佐藤委員。

私は、総会資料10ページ、議案第62号の2番を担当いたしました。申請人及び申請地は申請のとおりです。本申請は、日光市長畑地内におきまして、山林を目的とした農振除外の案件です。場所ですが、長畑交差点から北西へ約600メートルに位置した場所です。長畑交差点から県道を北西に200メートルほど進み、右折して北東に100メートル、さらに北西に350メートルほど進んだ右手が願出地です。周囲の状況ですが、畑が少しありましたが、ほとんど山林といった状況でした。申出地は20年以上前から木が植えられているということで農振除外後、非農地証明願を申請し、地目変更登記を行った上で売却を予定しています。登記簿地目は畑、現況は山林です。この空中写真は平成10年撮影のもので、この当時から山になっていたということです。現地には申請人の代理の方及び行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。直径40センチから50センチメートルの木が立ってありました。今まで間伐をしていなかったそうですが、ここ2、3年、間伐をしたので多少良い山になったと言っていました。以上の事から周りに及ぼす影響もないと思っておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

福 田 絹 江 議 長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(増淵勝農業委員挙手)

増 淵 勝 農 業 委 員

はい、増淵部会長。

ここもやはり立派な山林でした。今後、地目変更登記をして売却をし、山林として利用していくということですので問題ないと思われま。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福 田 絹 江 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号2番については、原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(佐藤修一推進委員挙手)

はい、佐藤委員。

佐藤修一推進委員

私は、議案書10ページの議案第62号の3番を担当いたしました。申請人及び申請地は申請のとおりです。本申請は所野地内におきまして、一般住宅を目的として農振除外をする案件です。申請人から言われたことですが、申請理由にも書いてあるとおり、現在住んでいる敷地が土砂災害特別警戒区域に指定され大変危険な状態であるため、申請地を住宅敷地として利用したく申し出たということでした。申請地は所野小学校から南西約110メートルほどの場所に位置します。登記簿地目、現況ともに畑で野菜が作られていました。周囲の状況ですが、東側、西側、北側は畑、南側は道路です。現地には申請人と行政書士が立ち会いました。いくらか傾斜になっていまして、上に住宅を建てて、下は駐車場敷地として利用したいということで、地形をなるべく崩さないということでした。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水については敷地内浸透処理ということでした。以上の事から周囲に及ぼす影響はないと思われまのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

ただいま説明にありましたとおり、申出人の土地が土砂災害特別警戒区域に指定されているということで、申請した土地しか適地がないということで、部会としては変更妥当との統一見解です。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号3番については、原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番は原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

(大貫宣秀推進委員挙手)

はい、大貫委員。

大貫宣秀推進委員

私は、総会資料10ページ、議案第62号の4番を担当いたしました。申請人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は日光市荊沢地内、栃木県立今市工業高校から東400メートルに位置します。案内図ですが、栃木県立今市工業高校から県道今市・氏家線を大室方面に360メートル進み、交差点を左折して芹沼方面へ600メートル進み、さらに右折して300メートルほどのところに申請地があります。こちらから300メートルの所は車が通れなかったものですから申請地まで歩いて行ってきました。公図の説明ですが、登記簿地

目は畑、現況は山林です。周囲の状況は、東側は山林、西側は公図上は畑になっていますが現況は田、南側及び北側は山林です。現地には、申請人は所用のため欠席し行政書士の社員の方が立ち会いました。写真ですが、こちらは北側の上の方になります。ポールが立っているのが南側、この手前の赤いポールの下の所にコンクリート杭が設置してありました。これは昔のものだと行政書士の方がおっしゃっていました。立ち木の方は、直径が約37～38センチメートル、全体的に杉、ヒノキで25センチメートルから45センチメートル位の木が立っておりました。申出地は昭和45年より山林として利用されておりますが、今般土地調査により地目変更の登記をしていないことが判明したため、農振法の手続きを経て非農地証明願の手続き、地目変更登記の申請を行いたく申し出るものです。土地利用計画を確認しましたが、現状のままとおっしゃっていました。以上の事から周りに及ぼす影響はないと考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

この案件も山林として利用してしまして、今後も山林として利用するという事で、何ら問題はないとの部会の統一見解です。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

参考までにわかったら教えていただきたいのですが、申請地の山と周りの山の持ち主は一緒ですか。

大貫宣秀推進委員

この申請地は相続でいただいた土地ということで、所有者は近くの方ではないということを知っておりますが、周りのことまでは聞いておりません。

福田 絹江 議長

申請地についての審議ですので、お願いいたします。

他にご意見等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号4番については、原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番は原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。

(大貫宣秀推進委員挙手)

はい、大貫委員。

大貫宣秀推進委員

私は、総会資料11ページの議案第62号の5番を担当いたしました。申請人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は土沢地内におきまして、駐車場を目的として農振除外をする案件です。位置図ですが、日光市役所から南東2.4キロメートルに位置します。案内図ですが日光市役所から新里街道を土沢方面へ2.4キロメートル進み、農家の資材や肥料等を販売しているお店の所を右折して540メートル進んだ突き当りを左折し、200メートル進んだ左手に申請地があります。公図の説明です。登記簿地目は山林、現況は田です。周囲の状況は、東側が道路、西側は田、南側は道路、北側は河川です。現地には申請人の弟さんで会社の取締役をやっている方と行政書士が立ち会いました。

道路の反対側に申出人のご自宅、土地の所有者の方のご自宅があります。申出人はオーダー家具の製造販売、店舗・住宅の設計施工を主な業として平成19年に会社を設立し、社員は役員を含めて19名いるんですが、現在、駐車場が足りず困窮しておりご自宅の庭先を駐車場として利用しているということです。そのため今般申出地をお父様から借り受け、駐車場として利用する予定です。こちら側には出入口をつくり敷地内に会社の車両と従業員の車両を20台ほど止められる駐車スペースを設ける計画です。こちら側の田ですが、取水はこちら側から道路を横断して利用することを計画しているということです。余談になりますが、この案件は今年の8月に5条の許可申請書を提出しましたが、農振農用地であることがわかったため、今回の申請に至ったということです。以上の事から周囲に及ぼす影響ははいとと思われますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

この土地は、お父さんから借り受けるのに一番適した土地ということで、この申請に至ったと思われます。部会としては何ら問題ないと思われます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

はい、斎藤委員。

斎藤敏夫農業委員

この案件は、先程大貫委員から話があったように今年の8月に申請があり、私の部会で現地を確認しましたので、ひとつ確認をしておきたいのですが、今回の申請地の隣の田川の方へ向かっていく道路について、いずれ整備がされるという説明がありました。多分この用地については田川上流の圃場整備のエリア地域として農振農用地に設定されていたのだと推測しますが、そうだとすると田川地区の推進委員会の確認をとっておく必要があると思いますが、その辺を確認させていただきたいと思います。

福田 絹江 議長

はい、斎藤委員からのご指摘について事務局では何か聞いていますか。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

特にその辺のことは聞いておりませんので、このような意見があったということで意見書をつけて農林課へお返ししたいと思います。

福田 絹江 議長

このような意見があったということを農林課の方へお伝えするということがよろしいでしょうか。

はい。

斎藤敏夫農業委員

福田 絹江 議長

ありがとうございます。他に何かお気づきのことはございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号5番については、原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号5番は原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

日程第7、議案第63号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1番から番号18番については、関連がありますので、一括審議といたします。担当委員の報告を求めます。

神山隆治農業委員

(神山隆治農業委員挙手)

はい、神山委員。

私は、議案第63号の1番から18番を担当いたしました。総会資料は12ページから17ページになります。これはすべて同一事業のため、まとめて説明させていただきます。申請人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は日光市町谷地内におきまして、農地改良を目的として転用する案件です。申請地は日光市温泉保養センターから西へ200メートルに位置しています。場所ですが日光市温泉保養センター手前240メートルのところを左折した左手に申請地があります。登記簿地目は畑と山林、現況は畑です。周囲の状況は東側が道路、西側が畑と山林、こちらは申請地から見ると高台になっています。南側は道路になりますが、こちらは山林になります。北側のこちらが宅地、ここに山林があります。こちらの宅地は申請地から見ると高台になります。そしてこの工場がある宅地は申請地より低くなっております。現地には、土地改良を行う会社の取締役と申請人等、関係者の13名が立ち会っています。今般土地改良を計画している55筆は、昭和50年に砂利採掘をしまして、その後埋戻しをせず採掘した土地に20センチメートル程度黒土を覆い農地として復旧、その後ソバ等を栽培しましたが、ほぼ収穫ができず3年で辞めてしまいました。その後遊休農地となっております。今般、この土地を埋め立て、整地し、麦を作付けすることです。造成計画ですが、面積4万1千695.97平方メートル、このうち市道、開拓道路ですが、これを除くと3万9千888.97平方メートルの改良になります。埋め立て後の高さは現在より3.5メートルから4.9メートルほど高くなります。南側に道路が通っていますがこの道路より50センチメートルほど低くなる位の高さになります。埋め立てが終わった後に黒土を20センチメートルほど入れます。搬入する土ですが第3種建設発生土です。周囲の境界線から1メートルほどバックして盛土するという事です。法面の角度は30度未満。その面に吹き付けを行い、芝などで覆うことです。境界線については境界確定を結んでおります。隣接者の同意、土砂の搬送許可も受けています。作業時間ですが、7時から17時30分まで。搬入路ですがこの辺りから搬入するという事です。こちら側は使いません。周囲には今回の作業にあたって改めて柵などは設けません。搬入の入口には保安員を置いて、1日に何台、どこから持ってきたか等の日報を記録し、それを半年に1回環境課へ報告いたします。環境課では月に1回土壌の分析を行います。総事業費は造成工事請負業者が全額負担します。給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理になります。ここで出た話ですが、これだけの大きな工事で期間が2年ですが、2年では終わらないかなという話をしていました。このような広い面積、長期間の事業は農業委員さん、推進委員さんの定期的なパトロールが必要かと思えます。よろしくお願ひします。写真です。南側のこちらの高いところを道路が通っております。こちらの手前は工場の方です。現況はこのように草の生えた遊休農地となっております。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

福田絹江議長

事細かな報告ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願ひします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

この案件は18人の個人と埋め立て業者の農地改良の契約となります。これだけ大きい面積なので、良い農地ができるのではないかと考えられます。部会では何ら問題はないと思われまますのでご審議の程宜しくお願ひいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりまました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けしたいと思ひます。

川村耕一 農業委員 (川村耕一 農業委員 挙手)
はい、川村委員。
この工事の期間は出されているのでしょうか。また資料の用途に「その他分類不能・不明」となっていますがこれはどういったことなのでしょうか。

福田絹江 議長 (川村光代 主任 挙手)
川村光代 主任 はい、川村主任。
まず、「その他分類不能・不明」という記載についてですが、システムで転用目的を選ぶのですが、選択する項目に「農地改良」がなかったため、システム上このような記載となってしまいました。システムからエクセル表に落とすときに変えられますので今後変えたいと思います。また、工期については2年間です。土砂条例の関係で環境課も関係しているのですが、環境課の方へは3年間で出しているそうです。今後事業計画変更で期間の変更届が出されるのではないかと予想しています。一時転用の場合、農地法では最長3年間ですが、土砂条例の方は4年間だそうです。そこに差がありますので、環境課の方でも今後見直していくというようなことをおっしゃっていました。

川村耕一 農業委員 この土地は荒廃農地の調査の時に遊休農地としてあがっていたものですから、できれば農地として復活していただけるとありがたいと思います。

福田絹江 議長 農地として利用できるようになればいいと思いますので今後期待をしたいと思います。

大島一比古 推進委員 (大島一比古 推進委員 挙手)
はい、大島委員。
農地改良後は、申請した方にとっては便利で、耕作に適した土地になると思いますが、環境保全上から考えて相当な量の土が入ると思います。北側は分譲地、手前は温泉、南側に大谷川があります。搬入路に監視員をつけてチェックをするということですが、目視では確認できない悪い土が入るなど、その辺が懸念されるかなと思います。何年か前に産業廃棄物で大騒ぎした土地が下流域にあります。地下水など問題がないとも限りません。搬入の土について厳重に監視する必要があると思います。担当課が別になると思いますがその辺の指導をお願いしたいと思います。

福田絹江 議長 農地として利用可能になるという部分については農業委員会として助かる案件でございます。埋め立てる土が一番懸念されるとところです。貴重なご意見でした。農業委員さんも通るときには目を配っていただきたいと思います。定期的な土の検査をするということで報告をいただいています。徹底したところは専門の課にお任せしてこちら側からもそのような意見を入れさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

福田絹江 議長 (加藤英利 農業委員 挙手)
加藤 農業委員 はい、加藤農業委員。
真ん中の道路は公衆用道路だと思いますが、この道路はどうするんですか。
神山隆治 農業委員 造成計画で作られた道路で現況とは違います。使いやすいような形で作られたと聞いています。
加藤英利 農業委員 公衆用道路はやたら変えていいんですか。
神山隆治 農業委員 図面について事務局の方で説明をお願いしたいと思います。

福田絹江 議長 (川村光代 主任 挙手)
川村光代 主任 はい、川村主任。
公衆用道路となっていますがそもそも開拓道路になっていて市が管理しています。道路として残すそうです。

福田絹江 議長 (大貫宣秀 推進委員)
大貫宣秀 推進委員 はい、大貫推進委員。
道路の件ですが、先程もお話がありましたが、私も現地に行きまして伺った

のですが、公図と現況が違いまして、市の管理財産だそうです。市から占用許可を受けているとのこと。市にお借りして占用料金を支払うと聞いております。

福田 絹江 議長

いろいろと補足の説明を受けまして内容がわかってきましたが、他に何かございませんか。

個人ごとに図面等も入っていますし、埋め立てをして使いよくなったら、その道路をあけるということでよろしいんですね。

(大島昭吾推進委員挙手)

福田 絹江 議長
大島昭吾推進委員

はい、大島委員。

参考までに埋め立て業者についてお伺いします。

(川村光代主任挙手)

福田 絹江 議長
川村光代主任

はい、川村主任。

那須塩原市にある●●という会社です。ちなみに環境課で確認したところ評判の悪くない会社だと聞いています。

(酒主学推進委員挙手)

福田 絹江 議長
酒主学推進委員
福田 絹江 議長

はい、酒主推進委員。

今、名前を言った業者を知っているのですが、産業廃棄物業者です。

産業廃棄物業者ですね。適正な事業を行っている会社ということで理解をしたいと思います。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

斎藤敏夫農業委員

はい、斎藤委員。

農林課サイドはどのような対応をしているのですか。

(川村光代主任挙手)

福田 絹江 議長
川村光代主任

はい、川村主任。

関わりはありません。埋め立てに関しては環境課、土地の方は農地改良です。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

福田 絹江 議長
斎藤敏夫農業委員
川村光代主任

はい、斎藤委員

農地改良という意味あいでの農林課の関わりはないんですか。

ないです。こちらは第1種農地ではありませんが農振農用地になっております。でも一時転用は農振農用地の除外の許可は必要ありませんので、農林課は関係してありません。

福田 絹江 議長

埋め立てに関しては環境課に目を光らせていただくことが一番だと思います。疑ったらきりが無いと思います。下流域のこともありますので嚴重にしてもらわないといけないと思いますが。補足になります環境課の方では書類等に不手際がないということで許可が下りる予定です。

皆さんも心配なことがあるかと思いますが、近くを通りかかったときはのぞいてみてチェックをしていただきたいと思います。それも重要なパトロールですからよろしくお願いします。

ご意見も出尽くしたようですので採決に移ってよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり。)

それでは番号1番から18番についてについて、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番から18番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。ありがとうございました。

福田 絹江 議長

ここで会議が始まりましてから1時間経過しましたので、10分間休憩を入れたいと思います。

(休憩 午後3時40分～午後3時50分)

福田 絹江 議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8、議案第64号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1番から番号5番については、関連がありますので、一括審議といたします。担当委員の報告をお願いいたします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵委員。

増淵勝農業委員

私は議案第64号の1番から5番を担当いたしました。関連がありますので合わせて説明させていただきます。申請人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は瀬川地内におきまして、売買により太陽光発電設備を目的として転用する案件です。申請地は、栃木県今市発電管理事務所から南西30メートルから120メートルに位置します。国道の大谷橋交差点から七本桜方面に800メートル程進んだ右手に申請地があります。公図です。6筆とも登記簿地目・現況とも田ですが何年か作付けしていないようです。周囲の状況は東側は水路、西側も水路、南側は国道と宅地、北側は水路です。土地利用図です。現地には申請人と行政書士が立ち会いました。申請地を太陽光発電設備敷地に利用する計画で杭打ちがしてありました。ここが1番、3番、2番、4番、5番です。この発電設備ですが50キロワットの以下の発電なので一区画ごとの申請になります。合計5件の申請です。給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理です。周囲は1メートル50センチメートルのフェンスを設置するということです。写真です。ここが、1番、4番、2番、3番、5番の申請になります。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしく申し上げます。ありがとうございました。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。現地調査後の検討・協議の結果について神山副部会長から報告願います。

(神山隆治農業委員挙手)

はい、神山委員。

神山隆治農業委員

この申請は、6筆5区画の申請になります。先ほど説明がありましたように1区画、50キロワット未満の申請になります。周りに及ぼす影響もないと思いますので部内で検討した結果、問題ないということになりました。ご審議の程よろしく申し上げます。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号1番から番号5番について鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見、ご質問をお受けいたします。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

はい、斎藤委員。

斎藤敏夫農業委員

二つほどあるんですが、特に問題はないと思いますが、この面積の基準はあるのでしょうか。確認の意味で聞いておきたいと思います。もう一点ですが、隣接の同意は必要なのでしょうか。日光市の場合は、太陽光発電に関する審議会を通していていると思いますが、そこを通していているんだと思いますのでその辺のところも併せてご説明をお願いします。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

福田 絹江 議長

川村光代主任

太陽光発電に関しては面積は特に決まっておられません。ここは第3種農地、用途地域になっておりまして、太陽光でも隣接する農地があれば同意をいただいています。

福田 絹江 議長

50キロワットを超えた場合は縛りがあるのですか。

(沼尾洋克事務局長挙手)

はい、沼尾事務局長。

沼尾洋克事務局長

50キロワットを超えますと、安全性を確保するために設備が大掛かりにな

福田 絹江 議長

ってしまいます。投資金額が増えてしまいますので、コストパフォーマンスを
考えて5ヶ所に分けて50キロワット未満と考えたのだと思います。

50キロワット未満にした方がコストがかからないし利益率が良いということ
になるのですかね。

他にご意見等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番から5番について、この
原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番から5番はこの原案のとおり『許
可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号6番について担当委員の報告を求めます。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、引き続き増淵委員お願いします。

増淵勝農業委員

私は、議案書19ページの第64号の6番を担当いたしました。譲渡人、譲
受人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は日光市今市地内におきまして、
貸店舗を目的として転用する案件です。申請地は日光市役所から東へ約440
メートルに位置します。日光市役所を南東へ260メートル進み市道を右折し
200メートル進んだ右手に申請地があります。現地には譲渡人と開発業者が
立ち会いました。申請地をドラッグストア敷地に利用する計画で杭打ちがして
ありました。2,909平米のうち100平米が転用する案件の面積となりま
す。こちらの車庫を取り壊す予定ですが、車庫の南側に農地があります。周囲
の状況ですが西側が宅地、南側が雑種地、北側が宅地、東側が農地になります。
給排水は公共の上下水道を利用します。雨水は敷地内浸透枡を作り処理いたし
ます。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程
よろしくお願いします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果につい
て部会から報告願います。

(神山隆治農業委員挙手)

はい、神山副部長。

神山隆治農業委員

この案件について部内で検討しました結果、周囲に及ぼす影響がないと思わ
れ問題ないと思われまますのでご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会
以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村委員。

川村耕一農業委員

ちなみにどこのドラッグストアが出てくるのでしょうか。

(神山隆治農業委員挙手)

はい、神山委員。

福田 絹江 議長

●●です。開発業者は●●です。

神山隆治農業委員

農地の部分はあそこだけしかなかったのですね。

福田 絹江 議長

他にご意見などはございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので質疑を終結し、採決を行います。番号6番について、この
原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号6番はこの原案のとおり『許可』す
ることに決しました。ご苦労様でした。

福田 絹江 議長

続きまして、番号7番について担当委員の報告を求めます。

(佐藤修一推進委員挙手)

はい、佐藤委員。

佐藤修一推進委員

私は、議案第64号の7番を担当いたしました。申請人及び申請地は申請のとおりです。本申請は日光市今市地内におきまして、一般住宅を目的として転用する案件です。七本桜交差点を鬼怒川方面へ90メートル進んだところに位置します。案内図です。七本桜交差点を鬼怒川方面へ90メートル進んだ左手に申請地があります。登記簿地目、現況ともに田ですが作付けはされていないと思います。周囲の状況は東側が道路、西側も周囲が住宅地になっていますので道路、南側が国道です。現地には行政書士が立ち会いました。給排水は公共の上下水道、雨水は敷地内浸透処理を行う予定です。写真です。ここには杭が打ってあり、きちんとした区画になっておりました。ここに鉄塔が立っておりまして、これが、鬼怒川の方へ行く道路です。北側のこちらが住宅地に向かう道路です。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会から報告願ひます。

(増淵勝農業委員挙手)

福田 絹江 議長
増淵勝農業委員

はい、増淵部会長。

今見えている杭の所の擁壁ですが、敷地内に入っていて、そこを利用する人が●●との絡みで擁壁を作ったらしく、始末書が添付されています。何ら問題はないと思われまますのでご審議の程宜しくお願ひいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(小池毅農業委員挙手)

小池毅農業委員

はい、小池委員。

譲渡人と譲受人との関係を教えてください。

(川村光代主任挙手)

福田 絹江 議長
川村光代主任
福田 絹江 議長

はい、川村主任。

親子です。

他に何かありましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので質疑を終結し、採決を行います。番号7番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号7番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして番号8番について担当委員の報告を求めます。

(佐藤修一推進委員挙手)

はい、引き続き佐藤委員お願ひします。

佐藤修一推進委員

私は、議案第64号の8番を担当いたしました。申請人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は日光市今市地内におきまして、宅地分譲を目的として転用する案件です。7番の一般住宅を建てる用地の隣りになりまして、3筆ございまして、ここが●●番●、●●番●、●●番●となります。公図から見ますとこちらが国道になっており、国道から住宅地に入る幅2メートルぐらいの道路を作りたいということです。ここが国道461号線、ここが一般住宅を建てる用地です。ここが赤道になっていて、住宅地の方へ入り込んでいますが、話については行政書士が言っておりました。田の中に入る道を作るとい

ことです。現地には行政書士のみが立ち会い、杭が打ってありました。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理を行う予定です。写真です。これが赤道です。これが鬼怒川方面へ行く国道461号線です。これが申請地で分譲して売買するということです。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまので、ご審議の程よろしく申し上げます。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願います。

(増渚勝農業委員挙手)

はい、増渚部会長。

増渚勝農業委員

左側の所は出入り口として利用されているようです。その隣りが赤道です。通路を作ると持主に聞いてるようですので、通路のことも含めて何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお願いいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

写真のこれは用水堀ですか。認定外水路というのはなんでしょうか。

増渚勝農業委員

はい、個人のものだそうです。

福田 絹江 議長

水路と申請を出された土地の間に幅がありますが、図面で見ると青地だと思えます。

他に何か気づいた点がありましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので質疑を終結し、採決を行います。番号8番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号8番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。ありがとうございました。

福田 絹江 議長

日程第9、議案第65号「非農地証明願について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(柴田洋一推進委員挙手)

はい、柴田委員。

柴田洋一推進委員

私は、議案第65号の1番を担当いたしました。総会資料20ページをご覧ください。本申請は、日光市小林地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。願出地は、日光市小林地内、小林小学校から西へ約150メートルに位置した場所です。小林小学校前の小林交差点から県道を西に100メートルほど進み、右折して北に150メートルほど進んだ左手が願出地です。登記簿地目は田、現況は宅地です。2筆あります。宅地以外の周りは圃場整備が終わっています。周囲の状況は、東側は田、西側は宅地、南側は畑、北側は田でここが水路です。平成7年撮影の空中写真が添付されております。願出地は、昭和50年頃から畜舎として養豚を行っていました。養豚を中止してからは物置として20年以上活用し、通算50年以上宅地として利用してきました。これは東から見た写真です。今後も宅地として利用したいということです。以上のことから証明することに問題はないと思われまので、ご審議の程よろしく申し上げます。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長より報告を願います。

(増渚勝農業委員挙手)

はい、増渚部会長。

増 淵 勝 農 業 委 員

現地には建物が建っており。証明することに何ら問題はないと思われまのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福 田 絹 江 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福 田 絹 江 議 長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(柴 田 洋 一 進 委 員 挙 手)

はい、柴田委員。

柴 田 洋 一 推 進 委 員

私は、議案第65号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市大室地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。願出地は日光市大室地内、大室小学校から南東へ約700メートルに位置した場所です。大室小学校から県道を南東に700メートルほど進み、左折して東に50メートルほど入ったところが願出地です。登記簿地目は畑、現況は宅地です。1筆です。210平米です。周囲の状況は、東側は畑、西側は宅地、南側は畑、北側は宅地です。平成7年撮影の空中写真が添付されております。現地には行政書士が立ち会い、ポールが立ってありました。願出地は、願出人が幼少期の頃に納屋、石倉が建築され、以降宅地として一体的に利用され現在に至っております。今後もこのまま宅地として利用されたいとのことです。以上のことから証明することに問題はないと思われま。ご審議の程よろしくお願ひします。

福 田 絹 江 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長より報告を願ひます。

(増 淵 勝 農 業 委 員 挙 手)

はい、増淵部会長。

増 淵 勝 農 業 委 員

本申請は、空中写真を見てわかるとおり25年以上宅地として利用され、問題ないと思ひまのでご審議の程宜しくお願ひいたします。

福 田 絹 江 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福 田 絹 江 議 長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(柴 田 洋 一 進 委 員 挙 手)

はい、柴田委員。

柴 田 洋 一 推 進 委 員

私は、議案第65号の3番を担当いたしました。本申請は、日光市森友地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。願出地は、日光市森友地内、森友交差点から西へ約200メートルに位置した場所です。森友交差点から国道119号線を西に200メートルほど進んだ左手が願出地です。登記簿地目は田、現況は宅地です。1筆で

す。周囲の状況は、東側は宅地、西側は道路、南側は水路、北側は宅地です。この部分ですが道路に係っているように見えますが、市の立ち合いで境界確認済みということです。平成12年撮影の空中写真が添付されております。この場所に線香工場が2棟建っており、6年前に1棟壊し、半年前に1棟壊し、今は更地になっております。この場所にお孫さんが新築する予定です。ここは宅地ですがここに建物の一部がかかるということです。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理とのことです。ここは青地になっていましたが払い下げが済んでいるということです。以上のことから証明することに問題はないと思われま。ご審議の程よろしくお願ひします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長より報告を願ひます。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

願出地は20年以上宅地として利用され、何ら問題ないと考えます。ちなみに私は南側の田を耕作しております。ご審議の程宜しくお願ひいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池委員。

小池毅農業委員

公図をお願いします。隣りの●●番●は、公図では田となっておりますが、宅地として利用していると思ひますが、こちら是非農地証明願を出さなければいけなかったのではないのでしょうか。

福田絹江議長

今回この申請はなかったということですよ。申請を出していただく方向で進めていただいた方がいいですよ。

今回の願出地の審議ということで、他にご意見等はございませぬか。

(「なし。」との声あり)

福田絹江議長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして番号4番、及び番号5番については、関連がありますので、一括審議といたします。担当委員の報告を求めます。

(佐藤修一推進委員挙手)

はい、佐藤委員。

佐藤修一推進委員

私は、議案第65号の4番及び5番を担当いたしました。関連がありますので一括してご説明します。本申請は、日光市長畑地内において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。願出地は、日光市長畑地内、長畑交差点から北西へ約600メートルに位置した場所です。案内図による説明です。長畑交差点から県道を北西に200メートルほど進み、右折して北東に100メートル、さらに北西に350メートルほど進んだ右手が願出地です。議案の4番は1筆、5番は2筆です。登記簿地目は畑で現況は山林です。周囲の状況は、東側は山林と一部が畑、ほとんど周りは山で一部に畑があるといった状況です。願出地は、多少傾斜地であります。山林として利用され2、3年前に間伐をしたということです。現地には願出人の代理人ということで近所の方と行政書士が立ち会いました。平成10年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。写真ですがこれは直径40センチメートルぐらいの杉です。以上のことから証明すること

福田 絹江 議長

に問題はないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告を願ひます。

(増渕勝農業委員挙手)

はい、増渕部会長。

増渕勝農業委員

3筆ともわかるように目印がしてありました。立派な山林ですので何ら問題ないと思ひます。ご審議の程宜しくお願ひいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池委員。

小池毅農業委員

先程の議案第62号の2番の案件は農振農用地域でしたが、この案件は農振農用地域ではないのですか。

増渕勝農業委員

農振農用地域ではないということです。

福田 絹江 議長

他になにかございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番及び5番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番及び番号5番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

日程第10、議案第66号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹。

大島尚美主査

議案第66号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は、『所有権移転』と『利用権設定』の案件がございませす。ではまず、所有権移転の案件になります。総会資料は22ページとなります。今月の件数は3件で、面積合計は5筆で8,111㎡となります。「譲渡人」、「譲受人」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は23ページ～59ページとなります。件数は89件、面積合計は324筆で559,803.89㎡となります。内訳は、申請番号1番と2番が、農業委員会扱いの利用権の更新で、申請番号3番～89番が日光市農業公社扱いの案件で、新規が49件、更新が38件となっております。「設定をする者(貸人)」、「設定を受ける者(借人)」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願ひいたします。

福田 絹江 議長

説明が終わりました。はじめに総会資料34ページ、貸借権設定の27番について審議いたします。

農業委員会等に関する法律、第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、18番、村上隆委員の退席を求めます。

(村上隆推進委員退席 午後5時12分)

福田 絹江 議長

番号27番についてご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第66号のうち、貸借権設定の27番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第66号の貸借権設定の27番については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

村上委員に着席を許可いたします。

(村上隆委員着席 午後5時15分)

福田 絹江 議長

次に総会資料37ページ、貸借権設定の34番について審議いたします。農業委員会等に関する法律、第31条第1項「議事参与の制限」の規定により、8番、増淵勝委員の退席を求めます。

(増淵勝農業委員退席 午後5時16分)

福田 絹江 議長

番号34番についてご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第66号のうち、貸借権設定の34番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第66号の貸借権設定の34番については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田 絹江 議長

増淵勝委員に着席を許可いたします。

(増淵勝農業委員着席 午後5時17分)

福田 絹江 議長

次に総会資料48ページ、貸借権設定の63番について審議いたします。農業委員会等に関する法律、第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、12番、柏木武委員の退席を求めます。

(柏木武推進委員退席 午後5時17分)

福田 絹江 議長

番号63番についてご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第66号のうち、貸借権設定の63番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第66号の貸借権設定の63番については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田 絹江 議長

柏木武委員に着席を許可いたします。

(柏木武推進委員着席 午後5時18分)

福田 絹江 議長

次に総会資料50ページ、貸借権設定の67番、及び68番について審議いたします。

農業委員会等に関する法律、第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、19番、酒主学委員の退席を求めます。

(酒主学推進委員退席 午後5時19分)

福田 絹江 議長

67番及び68番についてご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第66号のうち、貸借権設定の67番、及び68番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第66号の貸借権設定の67番、及び68番については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田 絹江 議長

酒主学委員に着席を許可いたします。

(酒主学推進委員着席 午後5時20分)

福田 絹江 議長

次に貸借権設定の27番、34番、63番、67番、及び68番以外の残りの案件について審議いたします。何かご質問はございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第66号のうち、貸借権設定の27番、34番、63番、67番、及び68番以外の残りの案件については、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第66号の貸借権設定の27番、34番、63番、67番、及び68番以外の残りの案件については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田 絹江 議長

以上をもちまして、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年12月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。長時間にわたりましてご協力誠にありがとうございました。

閉会 午後5時20分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

3 番 委 員

5 番 委 員